

「日本地震工学会論文集」電子アーカイブ化に伴う著作権譲渡に関する告知（お願い）

日本地震工学会論文集の著者各位

日本地震工学会（以下「本会」という）は、2001年12月の創刊以来、「日本地震工学論文集」（以下「本論文集」という）を刊行して参りました。8年の長きに渡り本論文集を刊行できましたことは、ひとえに会員各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

本論文集は、創刊号以来、本会のホームページで一般公開されてきましたが、より多くの方々に閲覧できるように科学技術振興機構の電子アーカイブ対象論文に申し込みました。電子アーカイブとは、既に発刊した論文集を対象とし、論文の誌面を電子化し、科学技術振興機構のインターネットウェブサイト上で公開することをいいます。此の度、同機構の電子アーカイブ対象選定委員会によって本論文集が電子アーカイブ対象誌として選定されました。

科学技術振興機構のインターネットウェブサイト上で過去の本論文集を公開するにあたっては、本論文集に掲載された論文等の著作権（複製、公衆送信権を含む）が本会に帰属していることが条件となっております。現在の本論文集の投稿規程では、論文などの著作権は本会に帰属することが定められておりますが、投稿規程で著作権譲渡を定める以前に掲載された論文（第9巻第4号以前）については、著作権の本会への譲渡が明確にされていない状態となっております。そこで、第1巻第1号(2001年12月発刊)～第9巻第3号(2009年5月発刊)に掲載された本論文集の著者（論文、報告、ノート、討論、総説・寄稿の著者）の皆様お一人ずつに「著作権の譲渡手続き」を行うべきでございますが、当該公告を以って著作権の譲渡をお願い申し上げる次第です。

万一、この件に関してご了承できない場合には、あるいは不審の点がある場合には、2010年3月31日までに本会事務局に文書または電子メールで申し出下さい。本会は、このお知らせが著者の皆様の目に触れることを前提としておりますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、期限が過ぎましても、あらためて個別に相談させていただく所存です。なお、お申し出のない場合には、ご承諾いただいたものとし、電子アーカイブとして公開する時期が参りました段階で、論文を掲載させて頂きたいと存知ますが、公開後の会員ならびに著者の皆様からの記事取下げ要求に対しても柔軟に対応させていただきます。

何卒、会員ならびに著者各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

連絡先

〒108-0014

東京都港区芝 5-26-20 建築会館 4 階

日本地震工学会論文集編集委員会事務局

e-mail: submit@journal.jaee.gr.jp